

愛知県立新川高等学校いじめ防止基本方針

平成29年3月改訂

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どの集団にも起こりうるものであり、かつ、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるものである。全ての教職員は、このような事実を共通認識し、教育活動全体を通じて未然防止の取組を行い、いじめが起らない「安全」「安心」な学校づくりに努める。また、教職員一人一人が、ささいな兆候を見逃さない感覚を身に付け、いじめが発見された場合は、保護者との連携のもと、速やかに学校全体の組織的指導体制を整備して、いじめの早期解決を図る。

2 いじめ防止対策組織について

「教育相談委員会」が「いじめ防止対策組織」を兼ねる。毎週1回定例の委員会を開催し、生徒の心身の健康状況や悩み、生徒の人間関係、クラスや部活動の人間関係、いじめの有無（疑いや可能性も含む）等を把握・情報共有し、適切な対応や支援を検討する。いじめ等の訴えや情報提供、疑いがある現象を把握した場合は、速やかに臨時の「教育相談委員会（いじめ防止対策組織）」を開催し、早期対応をする。

(1) 「教育相談委員会（いじめ防止対策組織）」について

ア 教育相談委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援コーディネーター、各学年教育相談担当、養護教諭
(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

教育相談委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、指導・支援チームが実際の対応を行う。

(2) 「教育相談委員会（いじめ防止対策組織）」の役割や機能等

ア 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「教育相談委員会（いじめ防止対策組織）」での情報共有や検討した内容を各学年教育相談担当が学年会で報告し、情報共有を図る。事案に応じて、職員会議で報告し、共通認識を図る。
- ・いじめ・不登校・特別支援教育・自殺予防等をテーマとした研修資料を配付して説明したり、スクールカウンセラーや外部講師による講話やケーススタディ等を企画したりするなど、教職員の意識啓発に努める。

イ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

ウ いじめ事案への対応



※実際に対応するメンバー(指導・支援チーム)は、事案に応じて委員会が適切なメンバー構成を考える。

※事案に応じて柔軟に指導体制のメンバーを決める。また、対応する内容によってチームのメンバーは異なる。

エ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」(p4)に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「教育相談委員会(いじめ防止対策組織)」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

※適切な専門家とは、スクールカウンセラー、警察関係者、さらには教育委員会に要請し、スクールカウンセラースーパーバイザーや弁護士等の派遣を依頼する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止

ア 現職研修等を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。

イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。

ウ 担任による毎日の健康観察を通して、生徒の小さな変化を見逃さないようにする。また、保護者との連携を密にし、情報の共有を図る。

エ 教職員は、生徒一人一人に応じたきめ細かな対応とともに、多様な生徒への理解、適切な対応が行えるように努める。

オ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。

イ いじめの認知について

(ア) 毎日 S T における健康観察で生徒の状況をよく観察し、変化が感じられる場合は、速やかに個別面談等を行う。また、定期・不定期の生徒個人面談等で、生徒の心身の状況や人間関係の悩み等にも注意を払う。

(イ) 以下のものについては、「教育相談委員会（いじめ防止対策組織）」で対応を検討する。

- ・生徒及び保護者から、いじめの訴えがあった場合
- ・面談等で生徒がいじめと感じている、あるいは嫌な思いをしているという発言や相談があった場合
- ・当該生徒以外の生徒や教職員・スクールカウンセラーから、いじめではないか、あるいはいじめに発展するのではないかという指摘や相談があった場合
- ・保護者や外部から、いじめではないか、あるいはいじめに発展するのではないかという指摘や相談があった場合
- ・年4回実施のいじめアンケート（「生活実態調査」2回、「心のアンケート」2回）に「いじめ」や「嫌な思いをしたことがある、見たことがある」等の記載があった全ての生徒
- ・その他、生徒の心身の状況の背景に、いじめの有無を検討する必要がある場合 など

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「教育相談委員会（いじめ防止対策組織）」で組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとに取り組む。なお、警察署との連携は、「愛知県学校警察連携制度（平成26年2月3日協定締結）」に基づき、生徒の健全育成を趣旨に協力して行う。

オ いじめがおきた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

キ いじめに関する調査における「いじめの認知件数」の計上について

3 (2) イ (イ) において、「教育相談委員会（いじめ防止対策組織）」でいじめと判断する根拠がなく、関係生徒・保護者への対応が適切に行われている場合を除き、加害生徒が特定されない場合についても、当該生徒が「いじめ」あるいは「嫌な思いをしている」と感じた行為については、いじめに関する調

査の「いじめの認知件数」に計上する。

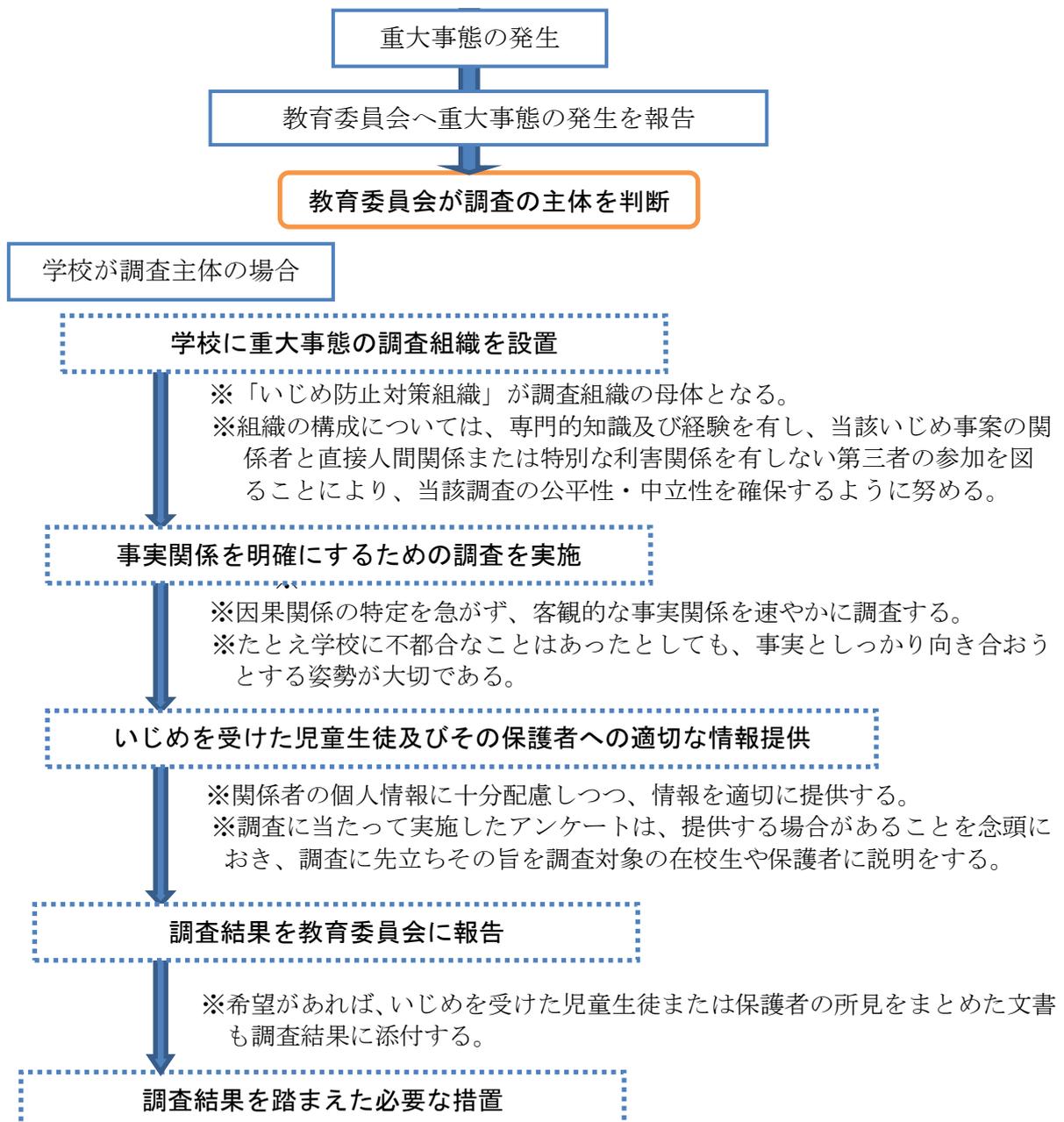
4 いじめの防止等に関する点検・検証・見直しについて

「教育相談委員会（いじめ防止対策組織）」で「いじめ防止」の取り組み方法を点検する。年度末には学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行い、その結果を検証して次年度に向けて「いじめ防止基本方針」の見直しを実施する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】

重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③ ○相談室やSCの周知【全学年】③ ○生徒個人面談月間【全学年】④	○クレペリン検査の実施【1・2年生】③ ○SCへの相談【生徒・保護者・教職員】(毎月1~2回)③	○教育相談委員会(いじめ防止対策組織)(原則毎週1回)実施	
5月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③	○生活実態調査(含むいじめ・体罰)の実施【全学年】④⑤③④ ○クレペリン検査説明会【1・2年生】③		○PTA学年別懇談会実施
6月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③ ○公開授業週間【全学年】④ ○情報モラル講話【全学年】⑤			
7月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③	○心のアンケート【全学年】 ⑤		○特別支援学校との交流活動④ ○保護者会【全学年】
8月	○健康観察の実施(登校日)【全学年】 ③			
9月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③ ○生徒個人面談月間【全学年】④			○文化祭バザー
10月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③ ○公開授業週間【全学年】④	○生活実態調査(含むいじめ・体罰)の実施【全学年】④⑤③④		○保護者向け公開授業 ○保健講話【保護者対象】 ○学校評議員との懇談
11月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③			○奉仕活動【1・2年生】④
12月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③ ○人権講話【全学年】⑤		○人権研修⑤	○保護者会【全学年】
1月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③	○心のアンケート【全学年】 ⑤		
2月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③ ○薬物乱用防止講話【1・2年生】⑤			○学校関係者評価委員会
3月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ③ ○情報モラル講話【新入生オリエンテーション】⑤	○SCへの相談【生徒・保護者・教職員】(毎月1~2回)③	○教育相談委員会(いじめ防止対策組織)(原則毎週1回)実施	

④…教務部 ⑤…生徒指導部 ③…保健部 ④…特別活動部 ⑤…学年会